

「山梨県再生資源物の不適正保管等の防止及び産業廃棄物の適正管理の促進に関する条例（仮称）」素案

第1 目的

この条例は、再生資源物の不適正な保管及び処理の防止並びに産業廃棄物の適正な管理に関し、県及び保管等事業者の責務等を明らかにするとともに、必要な事項を定め、再生資源物の適正な保管及び処理の推進により生活環境の保全を図り、あわせて産業廃棄物の適正な管理を促進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とします。

第2 定義

- (1) この条例において「廃棄物」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する廃棄物をいいます。
- (2) この条例において「産業廃棄物」とは、法第二条第四項に規定する産業廃棄物をいいます。
- (3) この条例において「特定処理物」とは、次に掲げる物（②から④までに掲げる物にあっては、廃棄物以外のものに限る。）をいいます。
 - ① 肥料（原料の全部又は一部に汚泥その他規則で定める有機物を使用したものであって液状のもの以外のものに限る。）
 - ② 前号の肥料を製造する過程にある物（液状のもの以外のものに限る。）
 - ③ 木材を切断し、又は破碎した小片その他これに類する形状の物
 - ④ 建設工事に利用される物であって次に掲げるもの
 - ・ 汚泥（無機性のものであって産業廃棄物であるものに限る。）を固化、混練、焼成その他規則で定める方法により再生したものであって土砂と同様の形状又は性状を有するもの
 - ・ 陶磁器くず（産業廃棄物に限る。）を破碎し、又は粉碎したもの
 - ・ ガラスを破碎したもの
- (4) この条例において「特定収集物」とは、次に掲げる物（廃棄物、法第十七条の二第一項に規定する有害使用済機器並びに使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）第二条第二項に規定する使用済自動車、同条第三項に規定する解体自動車及び同条第四項に規定する特定再資源化物品を除く。）をいいます。
 - ① 原材料として収集された物であってその全部又は一部に金属が用いら

れているもの（②に該当するものを除く。）

② 収集された自動車用のタイヤ（本邦における自動車への装着を目的とした商品を除く。）

③ その他①及び②に掲げる物と一体として保管されている物

(5) この条例において「再生資源物」とは、特定処理物及び特定収集物をいいます。

(6) この条例において「処理」とは、破碎、圧縮、分解、分別その他の作業をいいます。

(7) この条例において「保管等事業者」とは、再生資源物の保管若しくは処理を行い、又は産業廃棄物の保管を行う事業者をいいます。

第3 県の責務

(1) 県は、この条例の趣旨にのっとり、再生資源物の不適正な保管及び処理の防止並びに産業廃棄物の適正な管理に関する施策を策定し、及び実施する責務を有するものとします。

(2) 県は、前項に関する施策を実施するときは、市町村との連携に努めるものとします。

第4 保管等事業者の責務

保管等事業者は、この条例の趣旨にのっとり、再生資源物の保管若しくは処理又は産業廃棄物の保管に起因する生活環境の保全上の支障が生じないように必要な措置を講ずるものとします。

第5 事業者及び県民の役割

事業者及び県民は、この条例の趣旨にのっとり、再生資源物の適正な保管及び処理についての関心と理解を深めるとともに、県が実施する施策に協力するよう努めるものとします。

第6 土地所有者等の役割

再生資源物の保管若しくは処理又は産業廃棄物の保管の用に供される土地の所有者、占有者又は管理者は、この条例の趣旨にのっとり、当該土地を適正に管理するよう努めるとともに、県が実施する施策に協力するよう努めるものとします。

第7 通報

再生資源物の不適正な保管若しくは処理又は産業廃棄物の不適正な保管を発

見した者は、速やかに、これを県に通報するよう努めるものとします。

第8 特定処理物の保管場所の届出

(1) 特定処理物の保管（次に掲げる保管を除く。）の用に供する場所の面積が三百平方メートル以上である場所において、当該保管を行う者（以下「特定処理物保管者」という。）は、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事に届け出なければなりません。

- ① 畜産業を営む者が行う第2（3）①又は②に掲げる物の保管
- ② 第2（3）①に掲げる物を使用する場所で行う当該物の一時的な保管
- ③ 第2（3）④に掲げる物を使用する建設工場の現場又はその付近で行う当該物の一時的な保管
- ④ 販売のために包装された特定処理物（第2（3）②に掲げる物を除く。）の保管

(2) (1)の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面を知事に提出してしなければなりません。

- ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 保管する場所の所在地及び面積
- ③ 保管する特定処理物の種類
- ④ 保管する量の上限
- ⑤ 屋外において特定処理物を容器を用いずに保管する場合にあっては、その旨及び規則で定める高さのうち最高のもの
- ⑥ 特定処理物の取扱いの計画
- ⑦ 保管を開始する年月日
- ⑧ その他規則で定める事項

(3) (1)の規定による届出には、保管する場所の平面図及びその付近の見取図その他規則で定める書類を添付しなければなりません。

(4) (1)の規定は、次の①又は②に該当する場合には、適用しないものとします。

- ① 法第十四条第六項の規定による許可を受けた事業の用に供される場所において当該許可に係る種類の産業廃棄物を原料とした特定処理物（その製造の過程において用いる当該特定処理物以外の特定処理物を含む。）の保管を行う場合
- ② 法第十五条第一項の規定による許可を受けた産業廃棄物処理施設（同項に規定する産業廃棄物処理施設をいう。第16（4）⑤において同じ。）と近接してこれと一体的に利用される場所において当該許可に係る種類の産業廃棄物を原料とした特定処理物の保管を行う場合

第9 変更及び廃止の届出

- (1) 第8 (1) の規定による届出をした者 ((2) 及び (3) において「届出者」という。) は、当該届出に係る第8 (2) ②から⑥まで及び⑧に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければなりません。
- (2) 届出者は、当該届出に係る第8 (2) ①に掲げる事項に変更があったときは、変更があった日から三十日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければなりません。
- (3) 届出者は、当該届出に係る保管を行わなくなったときは、当該保管を行わなくなった日から三十日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければなりません。

第10 特定処理物保管基準

特定処理物保管者は、次に掲げる特定処理物の保管に関する基準(第21(1)及び第22(1)において「特定処理物保管基準」という。)に従い、特定処理物を保管しなければなりません。

- ① 次に掲げる要件を満たす場所で保管すること。
 - ・ 保管する場所の周囲に囲いが設けられていること。
 - ・ 規則で定めるところにより、外部から見やすい箇所に特定処理物を保管する場所である旨その他特定処理物の保管に関し必要な事項を表示した掲示板が設けられていること。
- ② 保管する場所から特定処理物が飛散し、及び流出しないように次に掲げる措置を講ずること。
 - ・ 保管する特定処理物の荷重が直接囲いにかかり、又はかかるおそれがある構造である場合にあっては、当該囲いが、当該荷重に対して構造耐力上安全であり、かつ、その高さが規則で定める高さを超えていること。
 - ・ 屋外において特定処理物を容器を用いずに保管する場合にあっては、積み上げられた特定処理物の高さが規則で定める高さを超えないようにすること。
- ③ 特定処理物の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあっては、当該汚水が公共の水域に流出し、及び地下に浸透しないように、必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆うこと。
- ④ 保管する場所から悪臭が発散するおそれがある場合にあっては、悪臭の発散により生活環境の保全上の支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- ⑤ 特定処理物の温度の上昇により発火するおそれがある場合にあっては、

規則で定める措置を講ずること。

- ⑥ 保管する場所におけるねずみの生息及び蚊、はえその他の害虫の発生により、生活環境の保全上の支障が生じないように必要な措置を講ずること。

第11 管理簿の備付け

- (1) 特定処理物保管者は、その保管する特定処理物の種類ごとの搬入及び搬出の状況について管理簿を備え、規則で定める事項を記載しなければなりません。
- (2) (1)の管理簿は、一年ごとに閉鎖し、閉鎖後五年間保存しなければなりません。

第12 特定収集物に係る事業場の届出

- (1) 特定収集物の保管又は処理（次に掲げる保管又は処理を除く。）を業として行う場合において、当該保管又は処理を行う者（以下「特定収集物保管等事業者」という。）は、当該業の用に供する一団の土地（以下第12及び第13において「事業場」という。）ごとに、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事に届け出なければなりません。
 - ① 事業場の面積が百平方メートルを超えない場所において行う特定収集物の保管又は処理
 - ② 特定収集物の保管又は処理以外の事業をその本来の業務として行う事業者が、当該本来の業務に付随して行う特定収集物の一時的な保管
- (2) (1)の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面を知事に提出してしなければなりません。
 - ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - ② 事業の範囲
 - ③ 事業場の所在地及び敷地面積
 - ④ 保管する場所の所在地及び面積
 - ⑤ 保管する特定収集物の種類
 - ⑥ 保管する量の上限
 - ⑦ 屋外において特定収集物を容器を用いずに保管する場合にあっては、その旨及び規則で定める高さのうち最高のもの
 - ⑧ 処理を行う場合にあっては、当該処理の場所の所在地及び処理を行う特定収集物の種類
 - ⑨ 事業の用に供する施設を設置する場合にあっては、当該施設の種類、数量、設置場所、設置年月日及び処理能力

- ⑩ 事業の計画
 - ⑪ 事業を開始する年月日
 - ⑫ その他規則で定める事項
- (3) (1)の規定による届出には、事業場の平面図及びその付近の見取図その他規則で定める書類を添付しなければなりません。
- (4) (1)の規定は、次の①又は②のいずれかに該当する場合には、適用しません。
- ① 法第十四条第六項の規定による金属くずの処分に係る許可を受けた事業の用に供される場所において第2(4)①に掲げる物の保管又は処理を行う場合
 - ② 法第十四条第六項の規定による廃プラスチック類又は金属くずの処分に係る許可を受けた事業の用に供される場所において第2(4)②に掲げる物の保管を行う場合

第13 変更及び廃止の届出

- (1) 第12(1)の規定による届出をした者((2)及び(3)において「届出者」という。)は、当該届出に係る第12(2)②から⑩まで及び⑫に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければなりません。
- (2) 届出者は、当該届出に係る第12(2)①に掲げる事項に変更があったときは、変更があった日から三十日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければなりません。
- (3) 届出者は、当該届出に係る事業場を廃止したときは、当該事業場の廃止の日から三十日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければなりません。

第14 特定収集物保管等基準

特定収集物保管等事業者は、次に掲げる特定収集物の保管及び処理に関する基準(第21(2)及び第22(2)において「特定収集物保管等基準」という。)に従い、特定収集物を保管又は処理を行わなければなりません。

- ① 次に掲げる要件を満たす場所で保管すること。
 - ・ 保管する場所の周囲に囲いが設けられていること。
 - ・ 規則で定めるところにより、外部から見やすい箇所に特定収集物を保管する場所である旨その他特定収集物の保管に関し必要な事項を表示した掲示板が設けられていること。
- ② 保管又は処理を行う場所から特定収集物が飛散し、及び流出しないよ

うに次に掲げる措置を講ずること。

- ・ 保管する特定収集物の荷重が直接囲いにかかり、又はかかるおそれがある構造である場合にあっては、当該囲いが、当該荷重に対して構造耐力上安全であり、かつ、その高さが規則で定める高さを超えていること。
 - ・ 屋外において特定収集物を容器を用いずに保管する場合にあっては、積み上げられた特定収集物の高さが規則で定める高さを超えないようにすること。
- ③ 特定収集物の保管又は処理に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあっては、当該汚水が公共の水域に流出し、及び地下に浸透しないように、必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆うこと。
 - ④ 保管又は処理を行う場所から悪臭が発散するおそれがある場合にあっては、悪臭の発散により生活環境の保全上の支障が生じないように必要な措置を講ずること。
 - ⑤ 保管又は処理を行う場所において特定収集物に電池、潤滑油その他の火災の発生のおそれがあるものが含まれる場合にあっては、火災が発生しないように技術的に可能な範囲でこれらを適正に回収し、又は処分すること。
 - ⑥ 保管又は処理を行う場所において騒音又は振動が発生する場合にあっては、当該騒音又は振動により生活環境の保全上の支障が生じないように必要な措置を講ずること。
 - ⑦ 保管する場所におけるねずみの生息及び蚊、はえその他の害虫の発生により、生活環境の保全上の支障が生じないように必要な措置を講ずること。

第15 管理簿の備付け

- (1) 特定収集物保管等事業者は、その保管する特定収集物の種類ごとの搬入及び搬出の状況について管理簿を備え、規則で定める事項を記載しなければなりません。
- (2) (1)の管理簿は、一年ごとに閉鎖し、閉鎖後五年間保存しなければなりません。

第16 産業廃棄物の保管場所の届出

- (1) 事業者は、その事業活動に伴って生じた産業廃棄物（汚泥、廃プラスチック類その他規則で定めるもの）に限る。以下(1)、第18(1)及び第1

9において同じ。)を当該産業廃棄物が生じた事業場の外において、自ら保管(当該保管の用に供される場所の面積が三百平方メートル以上である場所において行われる保管に限る。)を行うときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければなりません。

- ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - ② 保管する場所の所在地及び面積
 - ③ 保管する産業廃棄物の種類
 - ④ 積替えのための保管の上限又は処分若しくは再生のための保管の上限
 - ⑤ 屋外において産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあっては、その旨及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和四十六年厚生省令第三十五号)第一条の六の規定の例による高さのうち最高のもの
 - ⑥ 産業廃棄物の運搬、保管及び処分の計画
 - ⑦ 保管を開始する年月日
 - ⑧ その他規則で定める事項
- (2) 非常災害のために必要な応急措置として行う場合その他の規則で定める場合における(1)の規定の適用については、(1)中「行うときは、あらかじめ」とあるのは「行ったときは、自ら保管を行った日から起算して十四日以内に」と、「掲げる事項」とあるのは「掲げる事項(⑥に掲げる事項を除く。)」と、(1)②、③及び⑤中「保管する」とあるのは「保管した」と、(1)⑦中「開始する」とあるのは「開始した」とします。
- (3) (1)の規定による届出には、保管する場所の平面図及びその付近の見取図その他規則で定める書類を添付しなければなりません。
- (4) (1)から(3)の規定は、次の①から⑥のいずれかに該当する場合には、適用しません。
- ① 法第十二条第三項又は第十二条の二第三項の届出を要する保管を行う場合
 - ② 法第十二条の七第一項の規定による認定を受けた者が当該認定に係る産業廃棄物の保管を行う場合
 - ③ 法第十四条第一項又は第十四条の四第一項の規定による許可を受けた事業(当該事業の範囲に積替えのための保管を含むものに限る。)の用に供される場所において保管する場合
 - ④ 法第十四条第六項又は第十四条の四第六項の規定による許可を受けた事業の用に供される場所において保管する場合
 - ⑤ 法第十五条第一項の規定による許可を受けた産業廃棄物処理施設と近接してこれと一体的に利用される場所において保管する場合

- ⑥ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）第八条第一項（同法第十五条において準用する場合を含む。）の届出を要する保管を行う場合

第17 変更及び廃止の届出

- (1) 第16(1)の規定による届出をした者（(2)及び(3)において「届出者」という。）は、当該届出に係る第16(1)②から⑥まで及び⑧に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければなりません。
- (2) 届出者は、当該届出に係る第16(1)①に掲げる事項に変更があったときは、変更があった日から三十日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければなりません。
- (3) 届出者は、当該届出に係る保管を行わなくなったときは、当該保管を行わなくなった日から三十日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければなりません。

第18 管理簿の備付け

- (1) 第16(1)又は法第十二条第三項若しくは第四項若しくは法第十二条の二第三項若しくは第四項の保管を行い、又は行った者は、その保管に係る産業廃棄物の種類ごとの搬入及び搬出の状況について管理簿を備え、規則で定める事項を記載しなければなりません。ただし、当該産業廃棄物について法第十二条第十三項又は法第十二条の二第十四項において準用する法第七条第十五項の規定により帳簿を備えることとされる事業者については、この限りではありません。
- (2) (1)の管理簿は、一年ごとに閉鎖し、閉鎖後五年間保存しなければなりません。

第19 報告の徴収

知事は、この条例の施行に必要な限度において、再生資源物若しくはその疑いのある物の保管若しくは処理又は産業廃棄物若しくはその疑いのある物の保管（以下第19及び第20(1)において「再生資源物等の保管等」という。）を行う者その他の関係者に対し、再生資源物等の保管等に関し必要な報告を求めることができます。

第20 立入検査

- (1) 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、再生資源

物等の保管等を行う場所、再生資源物等の保管等を行う者その他の関係者の事務所、事業場その他の場所に立ち入り、当該再生資源物等の保管等の状況又は帳簿書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させることができます。

- (2) (1)の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければなりません。
- (3) (1)の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはなりません。

第21 改善命令等

- (1) 特定処理物保管者が特定処理物保管基準に適合しない特定処理物の保管を行った場合には、知事は、当該特定処理物保管者に対し、期限を定めて、当該特定処理物の保管の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命じ、又はその措置の実施に必要な限度において、期限を付して保管する場所への当該特定処理物の搬入の全部若しくは一部の停止を命ずることができます。
- (2) 特定収集物保管等事業者が特定収集物保管等基準に適合しない特定収集物の保管又は処理を行った場合には、知事は、当該特定収集物保管等事業者に対し、期限を定めて、当該特定収集物の保管若しくは処理の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命じ、又はその措置の実施に必要な限度において、期限を付して保管若しくは処理を行う場所への当該特定収集物の搬入の全部若しくは一部の停止を命ずることができます。

第22 措置命令等

- (1) 特定処理物保管者が特定処理物保管基準に適合しない特定処理物の保管を行った場合において、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、知事は、当該特定処理物保管者に対し、その必要な限度において、期限を定めて、その支障の除去若しくは発生の防止のために必要な措置を講ずべきことを命じ、又はその措置の実施に必要な限度において、期限を付して保管する場所への当該特定処理物の搬入の全部若しくは一部の停止を命ずることができます。
- (2) 特定収集物保管等事業者が特定収集物保管等基準に適合しない特定収集物の保管又は処理を行った場合において、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、知事は、当該特定収集物保管等事業者に対し、その必要な限度において、期限を定めて、その支障の除去若しくは発生の防止のために必要な措置を講ずべきことを命じ、又は

その措置の実施に必要な限度において、期限を付して保管若しくは処理を行う場所への当該特定収集物の搬入の全部若しくは一部の停止を命ずることができます。

第23 適用除外

第8から第22までの規定は、国及び地方公共団体には、適用しません。

第24 規則への委任

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めます。

第25 罰則

第22の規定による命令に違反した者に対して罰則を科します。

第26

第21の規定による命令に違反した者に対して罰則を科します。

第27

次の①から③までのいずれかに該当する者に対して罰則を科します。

- ① 第8(1)、第9(1)、第12(1)、第13(1)、第16(1)又は第17(1)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- ② 第19の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- ③ 第20(1)の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第28 両罰規定

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第25、第26又は第27の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して罰金刑を科します。

附則第1 施行期日

この条例は、公布の日から六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。

附則第2 特定処理物に関する経過措置

この条例の施行の際現に第8(1)の規定による届出を要する特定処理物の

保管を行っている者に係る第8（1）の規定の適用については、第8（1）中「あらかじめ」とあるのは、「この条例の施行の日から起算して一月を経過する日までに」とし、第10の規定は、この条例の施行の日から起算して六月を経過する日までの間は、適用しない。

附則第3 特定収集物に関する経過措置

この条例の施行の際現に第12（1）の規定による届出を要する特定収集物の保管又は処理を行っている者に係る第12（1）の規定の適用については、第12（1）中「あらかじめ」とあるのは、「この条例の施行の日から起算して一月を経過する日までに」とし、第14の規定は、この条例の施行の日から起算して六月を経過する日までの間は、適用しない。

附則第4 産業廃棄物の事業場外保管の届出に関する経過措置

この条例の施行の際現に第16（1）の規定による届出を要する産業廃棄物の保管を行っている事業者に係る第16（1）の規定の適用については、第16（1）中「あらかじめ」とあるのは、「この条例の施行の日から起算して一月を経過する日までに」とします。